

裴駟『史記集解』に引かれる『漢書音義』(一)

遠 藤 由里子

0.

司馬遷の『史記』については、古来おびただしい注釈書が著わされてきた。そのうち最も早く撰述され、^① また最も重要とされているものとして所謂史記三家注、即ち南朝宋の裴駟撰『史記集解』、唐の司馬貞撰『史記索隱』、^② 同じく唐の張守節撰『史記正義』^③ が挙げられよう。この三家注の一つ『史記集解』中に多数引用されている『漢書音義』について、数稿に分けて考えて行きたい。

1. 裴駟『史記集解』(以下『集解』と略す)^④

『史記』を注釈するに際して、それまで行われた諸家の説を参考にするのは勿論のことであるが、漢代に関する部分については当然のことながら、該当する『漢書』本文の記述及びその注釈も参考の対象となろう。この点について裴駟は「史記集解序」の中で次のように述べている。

晋の徐広は『史記』諸本を考究して異同を列挙し、訓解を施して『史記音義』を作った。新たに明らかにされた所もあったが、惜しむらくはその疎略なことであった。そこで私見を加えて徐氏の説を敷衍し、更に諸家先儒の説を涉獵し、その有益なものは悉くとり入れた。……

『漢書音義』を引用するにあたっては、臣瓚の説は彼の姓氏が明らかではないので、単に「瓚曰」とし、注釈者の姓名共に不明のものについては「漢書音義曰」とだけ記して引用した。^⑤

即ち、裴駟は『漢書音義』所引の諸家注釈を臣瓚説と注釈者不明説の二種に大別し、前者を「瓚曰」、後者を「漢書音義曰」として引用した。よって、『集解』の中で「漢書音義曰」が引く注釈は臣瓚以外のものとなる。裴駟は注者不明の注釈を全て『漢書音義』で括ってしまったが、この注者を明らか

にできないであろうか。又、裴駰は『漢書音義』の撰者については一言も触れていない。

2. 『漢書』注釈家

『漢書』はその成書当初から難解な書であり、当代の大儒者馬融ですら班固の妹班昭に読みをうけたし、⁹ 後漢末には早くも服虔・応劭の注釈書がそれぞれ著わされていた。即ち、この時代にはもう注釈書が必要になっており、『集解』が著わされた南朝宋代迄には、『漢書音義』も含めて数多くの注釈書が世に出されていた。裴駰の時代より降るが、『隋書』経籍志、『旧唐書』経籍志、『唐書』芸文志の正史『漢書』の項には以下の如く『漢書』注釈書が掲載されている。

※印は『漢書』撰述時に既に存在した書（遠藤）

〈隋書経籍志〉

※漢書一百一十五卷 漢護軍班固撰、太山太守應劭集解。

※漢書集解音義二十四卷 應劭撰。

※漢書音訓一卷 服虔撰。

※漢書音義七卷 韋昭撰。

漢書音二卷 梁潯陽太守劉顯撰。

漢書音二卷 夏侯詠撰。

漢書音義十二卷 國子博士蕭該撰。

漢書音十二卷 廢太子勇命包愷等撰。

※漢書集注十三卷 晉灼撰。

※漢書注十三卷 齊金紫光祿大夫陸澄撰。

漢書續訓三卷 梁北平諮議參軍韋稜撰。

漢書訓纂三十卷 陳吏部尚書姚察撰。

漢書集解一卷 姚察撰。

※論前漢事一卷 蜀丞相諸葛亮撰。

※漢書駁議二卷 晉安北將軍劉寶撰。

定漢書疑二卷 姚察撰。

漢書叙傳五卷 項岱撰。

漢疏四卷 梁有漢書孟康音九卷、劉孝標注漢書一百四十卷、陸澄注漢書一百二卷、梁元帝注漢書一百一十五卷、並亡。

〈旧唐書経籍志〉

- ※漢書一百十五卷 班固作。
- 又一百二十卷 顏師古注。
- 御銓定漢書八十一卷 郝處俊等撰。
- ※漢書音訓一卷 服虔撰。
- ※漢書集解音義二十四卷 應劭撰。
- 漢書敘傳五卷 項岱撰。
- ※漢書音義九卷 孟康撰。
- ※漢書集注十四卷 晉灼注。
- ※漢書音義七卷 韋昭撰。
- ※漢書駁議二卷 劉寶撰。
- ※漢書新注一卷 陸澄撰。
- 孔氏漢書音義抄二卷 孔文詳撰。
- 漢書續訓二卷 韋稜撰。
- 漢書訓纂三十卷 姚察撰。
- 漢書音義二十六卷 劉嗣等撰。
- 漢書音二卷 夏侯詠撰。
- 又十二卷 包愷撰。
- 又十二卷 蕭該撰。
- 漢書決疑十二卷 顏延年撰。^⑦
- 漢書古今集義二十卷 顧胤撰。
- 漢書正義三十卷 釋務靜撰。
- 漢書正名氏義十三卷
- 漢書辯惑三十卷 李善撰。
- 漢書律曆志音義一卷 陰景倫作。
- 漢書英華八卷

〈唐書藝文志〉

- ※班固漢書一百十五卷
- ※服虔漢書音訓一卷
- ※應劭漢書集解音義二十四卷
- ※諸葛亮論前漢事一卷
- ※又音一卷
- ※孟康漢書音義九卷

※晉灼漢書集注十四卷

※又音義十七卷

※韋昭漢書音義七卷

※崔浩漢書音義二卷

孔氏漢書音義抄二卷 孔文祥。

劉嗣等漢書音義二十六卷。

夏侯泳漢書音二卷

包愷漢書音十二卷

蕭該漢書音十二卷

陰景倫漢書律曆志音義一卷

項岱漢書紱傳八卷

※劉寶漢書駁義二卷

※陸澄漢書新注一卷

韋稜漢書續訓二卷

姚察漢書訓纂三十卷

顏游秦漢書決疑十二卷

僧務靜漢書正義三十卷

李喜漢書辯惑三十卷

漢書正名氏義十二卷

漢書英華八卷

御銓定漢書八十七卷 高宗與郝處俊等撰。

顧胤漢書古今集義二十卷

顏師古注漢書一百二十卷

漢書音義二十卷

敬播注漢書四十卷

又漢書音義十二卷

元懷景漢書議苑 卷亡。開元右庶子、武陵縣男。諡曰文。

姚珽漢書紹訓四十卷

沈遵漢書問答五卷

李善漢書辯惑二十卷

以上を整理して、『集解』撰述時代既に存在していた『漢書』注釈書（亡佚も含む）を『漢書音義』とそれ以外に分けると、その撰者は次のようにな

る。

	『漢書音義』撰者	『漢書音義』以外の注釈書撰者
隋書經籍志	韋昭	応劭、服虔、晋灼、陸澄、諸葛亮、劉宝、孟康、劉孝標(夏侯詠、項岱) ^⑧
旧唐書經籍志	孟康、韋昭	服虔、応劭、晋灼、劉宝、陸澄、(項岱、孔文詳、夏侯詠、劉嗣) ^⑧
唐書藝文志	孟康、韋昭、崔浩	服虔、応劭、諸葛亮、晋灼、劉宝、陸澄、(孔文祥、劉嗣、夏侯詠、項岱) ^⑧

先ず注目されるのは、『漢書音義』はおろかそれ以外の注釈書撰者にも臣瓚の名が出てこない事である。この点について顔師古(581-645)は「漢書叙例」の中で、『漢書』旧注に関して次のように述べている。

『漢書』にはもともと注解はなく、ただ服虔・応劭の音義がそれぞれ別に行なわれただけであったが、晋代になると晋灼が『漢書集注』十四巻を著わした。……

又、恐らく晋初の人であろう臣瓚という者が諸家の音義を総集し、自説を交えて二十四巻を著わした。今に伝わる『集解音義』は臣瓚の書であるのに、後人がそうであると知らずに誤って応劭等の『集解』であるとしている。……(これ等は『漢書』本文とは別に単行していたが)蔡謨が臣瓚の説を『漢書』本文の中へ散入し、これによって始めて『漢書』注本が行なわれるようになった。^⑨

応劭等の撰であると誤って伝えられている『集解音義』は、実は臣瓚の作であると顔師古は言う。そうであれば、上記三志に登載されている『漢書集解音義』二十四巻は応劭ではなく、全て臣瓚撰ということになる。しかしこれは顔師古も「服虔・応劭の音義がそれぞれ別に行なわれ……」と言っている。

るように、応劭にも音義の書があり、その説が珍重された⁹ ために生じた誤りであろう。又、『隋書』経籍志に、

漢書一百一十五卷 漢護軍班固撰、太山太守應劭集解。

と記されているが、これは応劭の音義を『漢書』本文にとり入れたもので、『漢書集解音義』とは別物であろう。書名は明らかではないが、応劭にもそれ相応の注釈書が存在したことは明らかである。

次に『漢書音義』という書は、三志の記載からも明らかのように、複数存在したわけであるが、裴駟が引用した『漢書音義』には臣瓚の説がとり入れられているのであるから、その撰者は、当然、臣瓚以前の章昭や孟康ではありえない。残るは崔浩であるが、年代から考えれば可能性があるとも言えるが、断定もできない。

顔師古は又、「応劭等の『集解音義』」と言っているが、「応劭等」とは応劭と誰を指しているのであろうか。「漢書叙例」最後に『漢書』注釈家23人を列挙している。

- 荀悅字仲豫、潁川人、後漢祕書監。撰漢紀三十卷、其事皆出漢書。
- 服虔字子慎、滎陽人、後漢尚書侍郎、高平令、九江太守。初名重、改名祗、後定名虔。
- 應劭字仲瑗、一字仲援、一字仲遠。汝南南頓人、後漢蕭令、御史營令、泰山太守。
- 伏厭字景宏、琅邪人。
- 劉德、北海人。
- 鄭氏、晉灼音義序云不知其名、而臣瓚集解云鄭德。既無所據、今依晉灼但稱鄭氏耳。
- 李斐、不詳所出郡縣。
- 李奇、南陽人。
- 鄧展、南陽人、魏建安中爲奮威將軍、封高樂鄉侯。
- 文穎字叔良、南陽人、後漢末荊州從事、魏建安中爲甘陵府丞。
- 張揖字稚讓、清河人、一云河間人。魏太和中爲博士。止解司馬相如傳一卷。
- 蘇林字孝友、陳留外黃人、魏給事中領祕書監、…… 黃初中遷博士、封安成亭侯。
- 張晏字子博、中山人。

- 如淳、馮翊人、魏陳郡丞。
- 孟康字公休、安平廣宗人、魏散騎常侍、弘農太守、……封廣陵亭侯。
- 項昭、不詳何郡縣人。
- 韋昭字弘嗣、吳郡雲陽人、吳朝尚書郎、太子令、中書郎、……封高陵亭侯。
- 晉灼、河南人、晉尚書郎。
- 劉寶字道眞、高平人、晉中書郎、河内太守、御史中丞、……侍皇太子講漢書、別有駁義。
- 臣瓚、不詳姓氏及郡縣。
- 郭璞字景純、河東人、晉贈弘農太守。止注相如傳序及游獵詩賦。
- 蔡謨字道明、陳留考城人、東晉侍中五兵尚書、太常領祕書監、……諡文穆公。
- 崔浩字伯深、清河人、後魏侍中特進撫軍大將軍、……封東郡公。撰荀悅漢紀音義。

以上23人の中に、顔師古の言う『集解音義』の撰者であると誤認されていた複数の人物は無論のこと、『漢書音義』撰者も含まれているであろう。しかし、上の鄭氏の項で、

晉灼音義序云……而臣瓚集解輒云……

と述べている所から、少なくとも晋灼『音義』及び臣瓚『集解』は目にしていたにもかかわらず、顔師古はこれ等の説を引く時、後述するように、注者の名を冠して引用し、書名は記していない。『漢書音義』撰者としての可能性は、上記『漢書』注釈家全てに、又、裴駰が参考にした『漢書音義』撰者に限れば臣瓚以降の注釈家であろうが、今の所解明の糸口はみつからない。

3. 『漢書音義』に引かれている注釈家

1で既に示したように、裴駰は『集解』撰述にあたり、『漢書音義』所引の諸家注釈を臣瓚注と注者不明注の二種に大別し、前者を「瓚曰」、後者は「漢書音義曰」として引用した。実際に『集解』を調査した所、「瓚曰」は140条、「漢書音義曰」は347条であった。⁹⁾ 尚、

按、漢書音義應劭説……¹⁰⁾

という条があり、『漢書音義』所引の注釈者を明記している唯一の例外である。又、同一被注箇所に「瓚曰」と「漢書音義曰」双方が並列注記されている例が4条あり、¹¹⁾ この点からも裴駰は『漢書音義』所引注釈を二種に大別

引用していたことが明らかとなる。では、「漢書音義曰」で一括された姓名不明注者を明らかにする手懸りはないのであろうか。

その一つとして、『集解』中「漢書音義曰」で示されている被注箇所が、『漢書』該当箇所ではどのような注解がなされているか調査した。⁹

『漢書』注釈とは言うまでもなく顔師古注のことがあるが、顔師古は諸家の説を引用する際、書名は記さずに注釈家の名前を冠して注釈を行っている。よって、裴駟が注者不明を一括して「漢書音義曰」で引用した箇所にも全て注釈者名を明記している。この二者注釈間ではかなりの一致が見られる。

〈例〉下線部分が被注箇所

①『史記』項羽本紀「因立敖爲臨江王、」

集解 漢書音義曰、本南郡、改爲臨江國。

『漢書』高帝紀「懷王柱國共敖爲臨江王、」

應劭曰、柱國、上卿官也、若相國矣。共敖、其姓名也。

孟康曰、本南郡、改爲臨江國。

師古曰、共音龔。

②『史記』曹相國世家「攻秦監公車、」

集解 漢書音義曰、監、御史監郡者、公、名。秦一郡置守、尉、監三人。

『漢書』曹參傳「攻秦監公車、大破之。」

孟康曰、監、御史監郡者。公、名也。

晉灼曰、按高紀名平也。秦一郡置守尉監三人。

師古曰、公者、時人尊稱之耳。晉說是也。

①は『漢書音義』注と孟康注が一致している例。②は孟康注に晉灼注の後半部分を加えたものが『漢書音義』注と一致、即ち、二家の注釈がペアになって一致する例である。この作業を「漢書音義曰」344条で行った結果は以下に示すとおりである。尚、非常に簡略で且つ特殊性の見られない注釈の場合、たとえば、

『史記』陳涉世家「破之青波、」

集解 漢書音義曰、地名也。

『漢書』陳勝傳、「破之青波、」

文穎曰、地名也。

のような場合は、『漢書音義』が文穎注を引用しているとは断言できない。よって「特定できず」の項に入れた。

服虔	33条 (うち2条は孟康とペア)
応劭	10条
鄭氏	4条
李奇	11条 (うち1条は張揖とペア)
鄧展	1条
文穎	6条
張揖	54条 (うち1条は李奇とペア)
蘇林	2条
張晏	1条
如淳	2条
孟康	95条 (うち2条は服虔、1条は晋灼、1条は顔師古とペア)
晋灼	3条 (うち1条は孟康とペア)
臣瓚	2条
郭璞	2条
顔師古	2条 (うち1条は孟康とペア)
特定できず	108条
出所不明	8条

以上15人のうち、張揖の54条と郭璞の2条は全て「司馬相如伝」中の注釈であり、これは上述「漢書叙列」中の漢書注釈家の項で顔師古が指摘している通りである。

次に、顔師古の2条であるが、成立年が『集解』より遅い顔師古注を『集解』所引の『漢書音義』が引用することはできない。即ち、以下の顔師古注2条は本来「漢書音義曰」と一致する筈のないものである。

③『史記』曹相國世家「參曰、不然。夫獄市者、所以并容也、今君擾之、姦人安所容也。吾是以先之。」

集解 漢書音義曰、夫獄市兼受善惡、若窮極、姦人無所容竄、姦人無所容竄、久且爲亂。秦人極刑而天下畔、孝武峻法而獄繁、此其效也。老子曰、我無爲而民自化、我好靜而民自正。參欲以道化其本、不欲擾其末。

『漢書』曹參傳「參曰、不然。夫獄市者、所以并容也、今君擾之、姦人安所容乎。吾是以先之。」

孟康曰、夫獄市者兼受善惡、若窮極姦人、姦人無所容竄、久且爲

亂。秦人極刑而天下畔、孝武峻法而獄繁、此其效也。
師古曰、老子云、我無爲、民自化、我好靜、民自正。參欲以道化
爲本、不欲擾其末也。

④『史記』司馬相如列傳「或謂且天爲質闇、珍符固不可辭。」

集解 漢書音義曰、言天道質昧、以符瑞見意、不可辭讓也。

『漢書』司馬相如傳下「或謂且天爲質闇、示珍符固不可辭。」

師古曰、言天道質昧、以符瑞見意、不可辭讓也。

③は『漢書音義』注の前半が孟康注、後半が顔師古注と一致しているが、この注について王先謙(1842-1917)『漢書補注』では次のように述べている。

宋祁(998-1061)が『漢書』校勘の際に参照した浙本には「師古曰」の3字はなく、『集解』が引いている『漢書音義』は全て孟康の説である。^⑧

王先謙説の当否は俄かに断ずることはできないが、『漢書』注の中には本来ない筈の「師古曰」の三字が挿入されている可能性があるということを示す一例となろう。

④は『漢書音義』注と顔師古注が一致している例であるが、顔師古注『漢書』より約100年後に成書した司馬貞『史記索隱』には、^⑨

孟康曰、言天道質昧、以符瑞見意、不可辭讓也。

と、孟康の説として、『漢書音義』及び顔師古注と一字一句違わない注を載せている。これはどう考えるべきか。③と同じく、「師古曰」が混入してしまったためか、或は、全く推測の域を出ないが、顔師古又は後人の手によって意図的に整理を受けた結果なのか。③・④ともに、次稿以降残り14人の各条を順次検討した後、再考すべきであろう。更に、広く『漢書音義』撰者についても考えてみたい。

〔注〕

①現存する最古の注釈は裴駟の『史記集解』であるが、後漢代には既に延篤撰『音義』、撰者不明の『音隱』が著わされていたと(司馬貞『史記索隱後序』)。

②司馬貞、字は子正、河内の人、官は朝散大夫、弘文館学士。本書の成書年は不明であるが、「史記索隱後序」に先人の『史記』に関する著作を列挙論評している箇所には、後漢の延篤『音義』から唐貞観年間の劉伯莊『音義』迄が挙げられ、この中に張守節『史記正義』は出てこない。この記述から『史記索隱』成書年は『史記正義』以前であることがわかる。又、『四庫提要』の「史記索隱三十卷」の項に

唐司馬貞撰、貞河内人、開元中官朝散大夫、宏文館學士……

とある所から、『史記正義』とほぼ同時代の開元年間に成書したものであろう。

- ③張守節に関しては殆ど何も伝わっていない。成書は開元24年(736)。地理に関する記述が多い。
- ④裴駟、字は龍駒、河東聞喜の人、官は南中郎參軍。父親は『三国志』注を著わした裴松之(372-451)。裴駟の生卒年、『集解』成書年は共に不詳であるが、父の松之、子の昭明(?-502)卒年から、5世紀半ば以降に成書したと思われる。
- ⑤……故中散大夫東莞徐廣研核衆本、爲作音義、具列異同、兼述訓解、麤有所發明、而殊恨省略。聊以愚管、增演徐氏。采經傳百家竹先儒之說、豫是有益、悉皆抄內。刪其游辭、取其要實、或義在可疑、則數家兼列。漢書音義稱臣瓚者、莫知氏姓、今直云瓚曰。又都無姓名者、但云漢書音義。(『史記集解序』)
- ⑥時漢書始出、多未能通者、同郡馬融伏於閣下、從昭受讀。(『後漢書』列女傳)
- ⑦『唐書』芸文志では「顏游秦漢書決疑十二卷」となっており、又、『旧唐書』及び『唐書』顏師古伝には、
- 叔父の游秦が著した『漢書決疑』十二卷は学者の称賛を受ける所となり、のち師古が『漢書』注を作るにあたり、その中から多くとり入れた。
- という記述がある所から、『漢書決疑』撰者は顔延年ではなく顔游秦であろう。
- ⑧・⑨・⑩夏侯詠(詠)、項岱、孔文祥(祥)、劉嗣については伝が伝わらず、『集解』撰述年代より前であるか否かは不明。
- ⑪漢書舊無注解、唯服虔、應劭等各爲音義、自別施行。至典午中朝、爰有晉灼、集爲一部、凡十四卷、又頗以意增益、時辯前人當否、號曰漢書集注。……有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晉初、又總集諸家音義、稍以己之所見、讀廁其末、舉駁前說、喜引竹書、自謂甄明、非無差爽、凡二十四卷、分爲兩帙。今之集解音義則是其書、而後人見者不知臣瓚所作、乃謂之應劭等集解。……蔡謨全取臣瓚一部散入漢書、自比以來始有注本。(『漢書叙例』)
- ⑫顏之推『顏氏家訓』勉學第八「學漢書者、悅應・蘇而略蒼・雅。」應劭には他に『漢官儀』『漢官禮儀故事』『風俗通』『中漢輯序』等の著作がある。(『後漢書』應奉傳)。
- この伝では
- 凡所著述百三十六篇。又集解漢書、皆傳于世。
- と、『漢書』に集解を行ったとだけ記し、その書名は記していない。
- ⑬本稿では中華書局本を使用した。尚、『史記索隱』には「漢書音義曰」が5条ある(うち4条は『集解』と重複)。
- ⑭『史記』陳丞相世家「高帝既出、其計秘、世莫得聞。」下につけられている。
- ⑮以下の4条である。
1. 高祖本紀「遇剛武侯、」
集解 應劭曰、楚懷王將也。

漢書音義曰、功臣表云棘蒲剛侯陳武。武、一姓柴。剛武侯宜爲剛侯武、魏將也。

瓚曰、功臣表柴武以將軍起薛、別救東阿、至霸上、入漢中、非懷王將也、又非魏將也、例未稱諡。

2. 平準書「而令民得畜牧邊縣、」

集解 漢書音義曰、令民得畜牧於邊縣也。

瓚曰、先是、新秦中千里無民、畏寇不敢畜牧、令設亭徼、故民得畜牧也。

3. 陳涉世家「以上蔡人房君蔡賜爲上柱國。」

集解 漢書音義曰、房君、官號也、姓蔡、名賜。

瓚曰、房邑君也。

4. 淮南列傳「一尺布、尚可縫、一斗粟、尚可舂。兄弟二人不能相容。」

集解 漢書音義曰、尺布斗粟猶尚不棄、況於兄弟而更相逐乎。

瓚曰、一尺布尚縫而共衣、一斗粟尚可舂而共食也、況以天下之廣而不能相容。

⑩本稿では中華書局本を使用した。『史記』『漢書』共に、中華書局本が最良のテキストであるとは言えないかも知れないが、便宜上の利点からもこれを使用した。尚、瀧川龜太郎『史記会注考証』、王先謙『漢書補注』も適宜参照した。

⑪宋祁曰、浙本注文無師古曰三字、先謙曰、浙本是也、集解引並作漢書音義則皆孟說矣。（『曹參傳』該当補注）

⑫『史記索隱』成書年代については注②を参照。